

(別添様式)

意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 675-0039

住所 ひょうごけんかこがわしかこがわちやうあわづ26の2
兵庫県加古川市加古川町粟津26の2

氏名 ばんばんてれび かぶしきがいしゃ
BAN-BANテレビ株式会社

だいひやうとりしまりやくしやちやうちやう ながお よしづみ
代表取締役社長 長尾 義純

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。よろしくお取り計らいいただけますようお願い申し上げます。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>当社は兵庫県加古川市、高砂市、加古郡稲美町、播磨町の東播地域をエリアとしてケーブルテレビ事業とコミュニティFM事業の兼営をいたしております。</p> <p>当該エリアでは一つの文化圏として地域コミュニティを形成しており、兵庫県の中核である阪神地域とは違う文化圏であると認識をしております。</p> <p>このたびの基本方針案では当該エリアは近畿広域圏に含まれるため、中心地である大阪発信の情報ばかりが優先されてしまう可能性を懸念いたしております。</p> <p>また、当社としてはよりパーソナルである存在の端末へ必要な情報が提供できるメディアとしてV-Lowマルチメディア放送に期待をしており、非常時に情報伝達する行政防災無線を補完するものとして、地域の自治体と共同で活用する方法についても検討をしていきたいと考えております。</p> <p>先般公表がなされた「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」では、「ラジオは寄り添うメディア」と定義されていますが、市、町という地方自治体単位で住民と寄り添うことを目的としている、ケーブルテレビ、コミュニティFMにとって、この対象地域は広すぎると考えます。</p> <p>また、地上アナログ放送の例をとりますと、当該エリアはVHF波の未到達地域であり、近畿広域で一括して置局とされると地域住民の情報取得機会を損なう可能性もあります。</p> <p>置局をしてからV-Lowコミュニティ放送のあり方を検討するとされていますが、当社のようなケーブルテレビ、コミュニティFM会社にも市区町村単位に到達する程度の空中線電力によるV-Lowマルチメディア放送が実現できるように考えながら置局を検討いただき、参入機会を与えていただくようお願い申し上げます。</p> <p>また、それも不可能であるならば、市区町村を単位とした地域コミュニティ情報を得意とするケーブルテレビ及びコミュニティFMにもセグメント開放をご検討いただき、より地域文化の上奏に寄与する電波活用としていただきたく要望をいたします。</p>

<p>2. 放送対象地域の受託事業者を一とすることについて</p>	<p>近畿広域とする委託放送事業者への受託放送事業者免許を一とすることについては賛成ですが、市町村を単位としたV-Lowコミュニティ放送も放送事業免許を付与いただける方策をご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>受託放送事業者を近畿広域で一とした場合、緊急時の情報伝達量が膨大となる可能性がある他、特定地域だけの情報は割愛される可能性もあります。</p> <p>阪神淡路大震災では地元放送局は被災者向けの情報提供に特化し被災者に必要な情報だけを提供されておりました。当社としても、災害時の準備として当該エリア内の住民向けに特化した情報提供をするための取材網と、ケーブルテレビ、コミュニティFM同時に放送をするための設備構築をいたしました。</p> <p>それ以外にも当社としては兵庫県安全・安心公共コモンズシステムの実証実験に参加、また、マルチメディア振興センター主管の公共情報コモンズ運営諮問委員会作業部会に参画している経験から、将来、非常時に情報伝達する手段としての行政防災無線を補完するものとして、地域の自治体と共同で活用する方法についてもV-Lowマルチメディア放送に期待をし、検討を実施しております。</p> <p>災害時のような非常事態に当該エリアが見舞われた際、当社ではV-Low波とケーブルテレビ幹線で情報提供の最大化をすることが可能であると考えており、全体からみて少数派にならざるを得ない被災者向けの情報を提供し情報難民の救済に寄与することが出来ると考えております。</p> <p>上記の理由からも当社のように広域放送を考えていないケーブルテレビやコミュニティFMといった事業者には特定地域を対象とした放送事業免許の付与についてもご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、当社のような市区町村単位をエリアとする放送局に放送事業免許が付与されなかった場合、地元住民向けだけに特化した放送をすることが可能になるよう、当該エリアだけの緊急割り込み放送が出来るようにすることもご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>このことは技術的には可能ではありますが、現行法では法律の成約があり不可能です。地域住民により近い情報提供に資することで、より公益性が保たれる電波活用法になると考えるため、受託放送事業者以外の事業者が特定地域向けの緊急割り込み放送が可能になる法整備及び手法についてご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>
-----------------------------------	---

<p>3. 受託国内放送の 全国展開について</p>	<p>広域圏、県域向け放送を主たる目的とする委託放送事業者向けの受託放送事業者を、全国で一の事業者に集約することについては効率的であり、V-Lowマルチメディア放送の普及推進という観点から賛成であります。市町村を単位としたV-Lowコミュニティ放送も放送事業免許を付与いただける方策をご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>受託放送事業者を全国で一とした場合、緊急時の情報伝達量が全国から集中し、県域や広域ブロック単位で一とする場合よりも膨大となる可能性があります。</p> <p>また、情報集約も東京で一括することも考えられ、人口43万人しかない当社エリア向けの情報は割愛される可能性が高くなります。</p> <p>災害時のような非常事態に当該エリアが見舞われた際、当社ではV-Low波とケーブルテレビ幹線で情報提供の最大化をすることが可能であると考えており、全体からみて少数派にならざるを得ない被災者向けの情報を提供し情報難民の救済に寄与することが出来ると考えております。</p> <p>それ以外にも当社としては兵庫県安全・安心公共コモンズシステムの実証実験に参加、また、マルチメディア振興センター主管の公共情報コモンズ運営諮問委員会作業部会に参画している経験から、将来、非常時に情報伝達する手段としての行政防災無線を補完するものとして、地域の自治体と共同で活用する方法について、V-Lowマルチメディア放送に期待をし、検討をしております。</p> <p>災害時のような非常事態に当該エリアが見舞われた際、当社ではV-Low波とケーブルテレビ幹線で情報提供の最大化をすることが可能であると考えております。</p> <p>上記の理由からも当社のように広域放送を考えていない事業者には特定地域を対象とした放送事業免許の付与についてもご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、当社のような市区町村単位をエリアとする放送局に放送事業免許が付与されなかった場合、地元住民向けだけに特化した放送をすることが可能になるよう、当該エリアだけの緊急割り込み放送が出来るようにすることもご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>このことは技術的には可能であります。現行法では法律の成約があり不可能です。地域住民により近い情報提供に資することで公益性が保たれる電波活用法になると考えるため、受託放送事業者以外の事業者が特定地域向けの緊急割り込み放送が可能になる法整備及び手法についてご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>
--------------------------------	---

<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>サイマル放送をする事業者があっても良いと考えます。利用者にとって選択の幅が広がり、音声放送を好む利用者もいるはずです。</p> <p>また、V-Lowマルチメディア放送の端末としては携帯電話にチューナーが実装されることに期待をし、Androidの利用が有効的であると考えます。</p> <p>事実、携帯電話の世界ではスマートフォンが主流になり、各社ともAndroid端末が普及型として位置付けられています。アプリケーションの開発も容易です。</p> <p>情報提供端末には汎用性があり、ほとんどの人が持っている携帯電話の主流となる技術を取り入れたものとする事で、V-Lowマルチメディア放送を活用してくれる人が早期に増えることにもつながるため、Android型端末の開発に期待をしております。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>利用可能帯域幅は限られており、それを3セグメント単位で割り当てることについては参入の機会が少なくなることになるため反対です。</p> <p>また、電波の有効活用を考える点からにおいても、当社のような市区町村単位を放送エリアとするケーブルテレビ及びコミュニティFMにも、特定地域限定のV-Lowコミュニティ放送向けの放送事業免許が付与されるならば、より活用されやすい環境が構築され、コンテンツの多様化に寄与する事が出来ると考えます。</p> <p>これが不可能であるなら、当社のような地域コミュニティ向け放送を実施している放送局へのセグメント開放もご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>地方発、地方限定のコンテンツも重要なものであると当社では認識をしております。地方の情報を地方の住民に確実に届けるということでもコンテンツの多様化がすすみ、V-Lowマルチメディア放送の早期普及につながると考えますので、出来るだけ多くの事業者で限りある帯域を分け合って利用することを希望します。</p>

<p>6. 委託放送事業展開のための共通基盤について</p>	<p>受託放送事業者が一括して共通の基盤整備を作る事について、システム構築が不可能である事業者が委託する場合に必要であると考えます。</p> <p>他方で、当社のようなケーブルテレビ会社では認証・課金回収という一連の流れは既に商用化がなされており、CASカードの運用も実施しているうえ、クラウドコンピューティングを活用したシステムを提供するシステム会社もあることから、自社構築が可能である事業者は自社で構築できる自由度を設けていただきたいと考えます。</p> <p>当社が参加をしております、公共情報コモンズシステムでは、情報提供の共有化以外にも様々な端末への伝送、通信ができる機能があり共通基盤としての機能を有しております。</p> <p>認証・課金・回収といった広域的なシステム連携の整備もケーブルテレビ会社がすでに導入をしているシステムの発展的活用をし、コモンズシステムで共有化を図ることも可能であります。</p> <p>これが実現できれば安価にプラットフォーム機能構築が出来る可能性があるため、受託事業者に一括してしまうのではなく、自由度をもたせる方が良いと考えます。</p>
--------------------------------	--

<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送では特定地域の災害データを端末が選択をして表示する機能があるとされており、この技術には当社としても期待をいたしておりますが、現案では当社のエリアの情報は内容が少なくなるのではないかと、懸念をいたしております。</p> <p>受託放送事業者が近畿広域圏に一、もしくは全国で一とするならば、被災情報や避難情報など住民一人一人に必要である情報を、行政の危機管理を担当する部局が一旦、近畿広域圏なら大阪、全国であれば東京へ連絡をした上で情報提供をする以外に手段がありません。また、当社では、発表情報に加え自社で取材をした情報も災害時には放送をしておりますが、現状の考え方ではそれらをV-Low波で伝えることが出来ません。</p> <p>当社としては、市区町村を単位としたV-Lowマルチメディア放送も実施できるようご検討いただき、受託・委託双方の事業免許交付への道筋を与えていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>当社はケーブルテレビ並びにコミュニティFMの兼営をしており、ケーブルテレビでは総務省殿が提唱をされているデジアナ変換終了以降はV-Low波のケーブルテレビ幹線内での再送信も可能です。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の市区町村単位の免許を交付いただければ、当社のようなケーブルテレビ、コミュニティFMの兼営局では、空中線ではFMアナログ波と、V-Low波を活用した市区町村単位のコミュニティ放送、ケーブルテレビ幹線のV-Low波再送信で災害情報提供を一斉に同報配信するクロスメディア運用が可能であり、地域住民への情報提供の最大化を実現することができます。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送では受信端末の自動起動機能により一斉同報で行政からの災害情報を強制的に知らせることを実現させたいと考えております。</p> <p>ケーブルテレビ幹線ではV-Lowの再送信とするため、端末の共有化も可能であるほか、空中波の受信感度が悪いところでもケーブルを通じて確実に受信をすることが出来ます。受信端末を地域の避難所や自治会長宅や消防団員宅に配備することで確実に情報提供することも可能です。</p> <p>アナログのコミュニティFM波では、すでに導入局も多数ある自動起動装置により、強制的に音声で情報提供をすることが可能です。</p> <p>これらは行政防災無線に代わるものとしても考えられ、導入費用は既存の放送局のシステムを応用活用するため、整備費も1/3程度と安価に抑えることが出来ます。</p> <p>市区町村単位の受託・委託免許が不可能であるならば、災害発生などの緊急時に、地元住民向けだけに特化した放送を</p>
---------------------------------	--

することが可能になるよう、当該エリアだけV-Low波に緊急割り込み放送が出来るようにすることもご検討いただけますようお願い申し上げます。

このことは技術的には可能であります。現行法では法律の成約があり不可能です。地域住民により近い情報提供に資することで公益性が保たれる電波活用法になると考えるため、受託放送事業者以外の事業者が特定地域向けの緊急割り込み放送が可能になる法整備及び手法についてご検討いただけますようお願い申し上げます。

ケーブルテレビ、コミュニティFM、V-Lowを活用した一斉放送で行政防災無線の補完をする設備を構築する場合安価に提供される普及型端末の開発も不可欠です。これには、ケーブルテレビにも対応をしたRF入力端子の実装と空中波を受信するアンテナ及びチューナーが必要です。

特にV-Lowでは携帯電話での受信も期待がされておりAndroidの利用が有効的であると考えます。事実、携帯電話の世界ではスマートフォンが主流になり、各社ともAndroid端末が普及型として位置付けられており、アプリケーションの開発も容易です。

また、既に開発されているアプリケーションの中で、瞬時に日本語を数ヶ国語に翻訳をしてくれるものもあり、日本語を読むことが出来ない外国人であっても、その出身国の言語に翻訳し、情報提供が可能です。

情報提供端末には汎用性があり、携帯電話にチューナーを実装させることと、ほとんどの人が持っている携帯電話の主流となる技術を取り入れたものとする事で、V-Lowマルチメディア放送の早期普及につながるため、Android型端末の開発に期待をしております。

<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>当社はケーブルテレビ、コミュニティFMを兼営する放送局ではありますが、電子文章データのファイルキャスト伝送にも興味があり、当社でもISDB-Tmmの技術を活用した地域メディアの文章データ配信は参入に値するものであると期待をいたしております。</p> <p>しかし、受託放送事業者を近畿広域圏で一とする、もしくは全国で一とする場合、市区町村単位をエリアとする、ケーブルテレビ、コミュニティFMにとっては範囲が広すぎるため現状では難しいものがあります。また、近畿広域圏であるならば、大阪発のものが多く伝送され、距離にして100キロを超える当該エリアの情報は小さい扱いになる可能性があります。</p> <p>当社のエリアの住民は、地元の情報は当社や地方紙でしか取り上げられないため、当社の放送をよくご活用いただき、聴取率も高い水準にあります。また、地方紙の購読率も高いという結果が得られています。</p> <p>他にも市区町村を単位とした紙媒体も多く存在をし、それらの配布も今後電子化されていく方向が考えられ、V-Lowマルチメディア放送の活用が有効です。それらの参入機会を広げるためにも、市区町村を単位としたV-Lowマルチメディア放送に門戸を開いていただけると幸いです。</p> <p>これが可能になるのであれば、全国及び近畿圏域の電子文章データのファイルキャストはブロックごとの受託放送事業者が、市区町村単位のエリアのファイルキャストは市区町村単位を範囲とした事業者がになう事も可能で、より多くの文章データ配信が可能になります。</p> <p>ケーブルテレビやコミュニティFMは、東京から遠く離れ、ブロックの中心地からも離れており、地域の話題があるにもかかわらず、取り上げられる機会が少なかった地方に住む者にとって、その知る欲求を満たすものとして機能をしてまいりました。このV-Lowマルチメディア放送でも地方の者の知る権利を守るという観点からも、市区町村単位の放送が可能になるようご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>参入に賛成します。</p>

<p>10. 受託放送事業者の 選定基準（周波数 オークションの 適否について）</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送を周波数オークションの対象とする事については反対です。</p> <p>仮に、周波数オークションの対象となり高額落札を条件とするならば、電波利用料の高騰が予想され、それが委託放送事業者へと転換されます。</p> <p>結果、資金力のある事業者だけが委託放送事業に参入する事につながり、コンテンツの多様性といった観点で阻害される恐れがあります。</p> <p>また、資金力のある事業者は地方に行くほど少ない傾向にあり、情報の中央集権化が進む恐れもあります。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は地方に住む住民にとっても有益な情報提供手段となりえるものであることから、周波数オークションの対象外とされることを希望します。</p>
--	--

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 240-0112

(ふりがな) かながわけんみうらぐんはやままちほりうち

住 所 神奈川県三浦郡葉山町堀内50-2

(ふりがな) ずしはやまこみゆにていほうそうかぶしきかいしゃ

氏 名 逗子・葉山コミュニティ放送株式会社

きむら たろう

代表取締役 木村 太郎

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

当該個所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	三大都市圏はブロック、その他の地方は県域とする放送対象地域の考え方は、合理的だと考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	事業の公立性や採算性、また後述する「プラットフォーム」の運営者としても、放送対象地域内の受託事業者は一者とすべきと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	「プラットフォーム」運営のスキームは全国同じであることが望ましく、そのためにも受託事業者は全国一者が望ましいと考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	原則的に、V-Low マルチ放送は「新しい放送」と位置づけるべきであり、これまでにないセグメント化された放送を多数放送すべきと考えます。ただし、オリジナルの放送とエリア的に重複しないケースや重複するエリアが小さいような場合はサイマル放送もあり得るでしょう。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	V-Low 帯の放送は、多様なコンテンツを提供できるかどうかにかかっていると考えます。そのためにもできるだけ音声放送にチャンネルを配分することを希望します。
6. 委託放送業務のための共通事業基盤について	受託業務は、単に放送を送出するだけでなく、V-Low を魅力あるメディアにまとめる立場にあると考えます。従って チャンネル配分やコンテンツの整理統合までできるよう一部編集権も備えた「スカパー的」ビジネスモデルにすべきだと思慮しますが、そのためには事業体には極めて強い公共性が求められることは言うまでもありません。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供	V-Low の災害情報の提供は「速報情報」と「救済情報」に分けて考えるべきだと考えます。地震速報や津波情報などの「速報」は伝達を一刻も争うため、受託事業者側で処理して該当する地域の委託放送に割込んで受信機の自動起動や情報伝達を行うのがよいと思慮します。災害発生後の「救済情報」については、委託放送側が責任をもって伝達することは言うまでもありません。

8. 新聞電子版などの配信に対する放送規律と配信機会の公平	新聞等の配信に当たっても、放送波を利用する以上は放送法の抛るべきと考えます。
9. NHKの受託国内放送、委託放送への参入	受信料は日本放送協会のためのみならず日本の放送事業全体に資するためのものであるならば、ラジオの革命の変換時に協会の果たす役割は極めて大きいと考えます。「プラットフォーム的」受託事業、委託事業に積極的な参入を期待します。
10. 受託事業者の選択手順（周波数オークションの適否）	基幹放送の運営について、経済性のみにとらわれると「六本木の巫女事件」に見られるように、電波を買い取り示威的な目的で利用する可能性を否定できません。放送事業者の選定は地元の必要性に基づいて判断されるべきであり、オークション制度は不相当と考えます。
11. その他	V-Low の新しいラジオには、多数のセグメント化されたコンテンツの充実が求められ、既存局のノウハウを生かした多チャンネルを実現する必要があります。そのためにも「マスメディアの集中排除原則」の適用の撤廃を強く希望します。

意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省 情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 604-8071

(ふりがな) キョウトシナカギョウクテラマチドオリサンジョウサガルエイラクチョウ

住所 京都市中京区寺町通三条下る永楽町 224

とーべえビル 3階 303号

(ふりがな) トクテイヒエイリカツドウホウジン キョウトコミュニティホウソウ

氏名 特定非営利活動法人 京都コミュニティ放送

リジチョウ タナカヨシオ

理事長 田中義雄

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

<はじめに>

私たちはコミュニティメディア、特に音声放送（ラジオ）の視点から、V-Lowマルチメディア放送など新しい放送の動向に関心を寄せています。

一方で、現在までの議論の経緯を見る時、私たちの視点から見て、いくつかの重要な観点／課題が見落とされているようにも思われます。私たちはコミュニティFM放送局として、従来の制度的枠組みに支えられつつも、多くの疑義や懸念も持つところであり、今後の枠組み変化の中で、より望ましい放送環境を実現したいとも考えています。

私たちの主な関心事は、以下の点にあります。

(1) 対象地域に確実に届く放送

現在のコミュニティ放送（FMラジオ）は、出力が極小（20W）に限定され、実態的には放送対象地域内（特に室内）においても十分に聴取することができません。新たな枠組みにおいてこの弊害が取り除かれることを期待しています。

(2) 多様／多層なコミュニティ構成に対応する放送

現在のコミュニティ放送では、対象地域が単一の市区町村（弊局では京都市中京区・下京区）に限定されています。しかし実態的なコミュニティの構成は、町内会・自治連合会（学区）、区、市町村および広域と多層的であり、その組み合わせも多様です。

また、インターネットなどを通じて形成されるコミュニティは基本的に属地性を持たず、関心テーマを巡って形成されるテーマコミュニティの性格を強く持っています。

新しい枠組みではこうしたコミュニティの実態と動態に柔軟に対応できることを期待します。

(3) コミュニティを創り出し、充実させる放送

現在のコミュニティ放送では、行政的な地域区分がコミュニティの単位として前提されていますが、私たちはむしろ、放送などのメディアとその内容、これが触発する市民相互の交流と対話が、時々刻々と創り出す人的ネットワークがコミュニティの実態であると考えています。新しい枠組みでは「既存（想定）コミュニティ向け」の放送から、「新たな（望ましい）コミュニティを創り出し、充実させる」放送へと、コミュニティ放送の定義付けが改められることを期待します。

上記の私たちの主要関心事に照らして、「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集（平成23年1月7日）」でお訊ねの各事項について、以下に意見を申し上げます。

1. 放送対象地域について

(1) 極小地域対象の帯域を確保すること

主たる対象地域区分が都道府県や広域ブロック（近畿圏など）となることは避けられないとしても、より狭い地域（町内～市町村）を対象とするマルチメディア放送手段の確保を、たとえばエリアワンセグなどの手法を活用することで確保する（専用帯域の確保など）ことを望みます。

<詳説>

私たちコミュニティ放送の視点からは、都道府県にせよ、広域ブロック（近畿圏等）にせよ、その対象地域はいささか広すぎると言わざるを得ません。

V-Low帯域の電波特性、地形的条件による放送可能区域および送信施設等の効率的整備などの観点から、できるだけ広域を対象地域とすることが合理的であり、同時に、既存事業者にも配慮しつつ、より多くの参入希望事業者に機会を与えるためには、対象県域をいたずらに大きくしないことも重要との観点から、基本方針および研究会提言などが着地点となっていることは理解できます。

また、小地域を対象とする放送手段としては、現状のコミュニティ放送（コミュニティFM）の枠組みを引き続き活用することで解決できるとの見方も、一見すると合理的とも受け取れま

す。

しかし、携帯型デジタル受信機が携帯電話機、スマートフォン、携帯メディアプレーヤーなどの組み込まれて普及する状況を想定すると、既存のアナログ放送（AM/FM）が淘汰されることは容易に想像でき、将来にはV-Low帯に限らず、高周波帯のデジタル放送に集約されて行くであろうと予測できます。

そうした将来の状況において、都道府県よりも小さな地域を対象とする放送手段を確保することがあらかじめ排除されるような制度的枠組みに対しては、大きな疑念と懸念を持ちます。

現在まで、いくつかの地域で実証実験が行われてきた「エリアワンセグ（極小電力デジタルラジオなど）」の技術を用いて、電子（音声）回覧板や避難所別防災／災害情報の提供などにも対応する帯域の確保と送出基盤の整備を望みます。

(2) 地域区分の多様性に対応すること

放送対象地域の区分は、都道府県や広域ブロックに拘泥せず、送信施設の合理的（主に地形要件による）な配置と、これによって実現される受信可能地域の実態によれば良いと考えます。

それよりも、これらの放送対象地域（特に隣接する地域）の間での同時放送や相互乗り入れ放送など、地域間を分断せず、むしろ積極的につなぐような放送対象地域の柔軟性を求めます。

<詳説>

コミュニティ放送局がデジタルV-Low放送に参入する場合、単一局での参入は考えにくく、複数（多数）のコミュニティ局の連合体としての参入が有力です。その場合、連合の形態は「地域ベース」とは限らず、「関心（テーマ）ベース」となることもあり得ます。

その場合には、より広域的な連合となることも考えられ、また、放送内容によって対象地域を変化させる（例：現在のNHK-TV地方ニュースのように）ことも必要と考えられます。

2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

送信設備の効率的な整備と運用、地域ごとの合理的で柔軟な帯域の区分と活用などから見て、各地域の受託放送事業者（送信設備運用者）は「ひとつの法人」とすることが望ましいと考えます。

ただし、適正な競争原理が働き、独占的な帯域の使用を防止するために、以下の事項を望みます。

(1) 受託放送事業者を送信設備設置者と切り離すこと

受託放送事業者が競争的条件の下で、送信設備を適正に運用することを促すために、例えば「指定管理者制度」などを活用し中期（5年程度）を契約期間として、その都度、契約条件および運用実績を評価するとともに、新規（交替）参入が可能となるような制度を望みます。

すなわち、送信設備の設置者（例：放送設備保有機構（仮））と各地域の受託放送事業者（例：近畿デジタル放送運用会社（仮））を分離することを同時に望みます。

(2) 受託放送事業者の受託条件を透明化すること

受託放送事業者自身が、その運用権限で自ら独占的に帯域を占有したり、系列・関連の委託事業社に寡占的に配分することのないよう、委託事業者の参入選定の区分（営利／非営利／公共など）や受託条件、選定過程などの透明化（公開）を徹底することを望みます。

3. 受託国内放送の全国展開について

上記の回答のように、私たちは送信設備の整備・保有・管理と、当該設備を運用して電波を送出する事業を区分することを前提として考えています。

その上で、以下のように考えます。

(1) 送信設備の保有は、全国で「ひとつの法人」が良い

参入ニーズが低いと見込まれる地域にも、都市圏と同様のデジタル放送送出施設を整備・普及することは、地域間格差を是正し、地方分権・多極分散の国土構造づくりを実現するためにも重要です。

私たちは、送信設備の整備・保有・保守管理については、むしろ積極的に、全国で「ひとつの法人（または公的機関）」が担い、地域間の平等性を確保すべきと考えます。

(2) 受託放送事業者（設備運用者）は「地域ごと」を原則に

一方、この送信設備を運用して電波を送出する（言い換えると、委託放送事業者を募って、帯域を配分する）事業者、すなわち「受託放送事業者」は、原則として各放送対象地域（または送信設備）ごとに、一定期間ごとに運用委託契約を更新することが望ましいと考えます。

4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について

私たちコミュニティFM局の立場は、まさにこの事項に対応するものです。

現在のFM（アナログ）放送の内容と、新しいデジタルV-Low放送の内容の関係については、もっぱら、その放送対象地域の広がりや区分、多層性と柔軟性の程度によって決定されることが考えられます。

私たちの場合であれば、京都市（中京区・下京区）の現状の対象地域が、例えば「近畿一円」に広がった場合には、当然、その放送内容は大きく異なったものとならざるを得ません。

また同時に、現在の対象地域よりも狭いエリアを特定した放送が可能となった場合にも、現状の内容とは異なるコンテンツと構成が要請されることが考えられます。

要するに、ここでの論点は「サイマルvsストリーミング」「同時・同内容vs専用内容」と言った対立ではなく、来るべきデジタルラジオの「放送対象地域」と「聴取形態」がどのようなものとなるか？に応じて、その都度、検討され決定されるべきものと考えます。

5. ソフト参入の多様性について

私たちのような、小規模で非営利的な活動を行っている放送事業者であっても、参入が可能な機会と条件が設けられることを切に希望します。

その場合の論点は、以下の2点に集約できるかと思えます。

(1) パブリックアクセス確保の観点から

私たちのような、非営利のコミュニティ放送の存在意義としては、パブリックアクセスの機会確保という側面が非常に重要であると考えます。

商業放送のように聴取率に基づくスポンサー確保と利潤率向上に束縛されることなく、市民（個人・団体）が自らの意志とコスト負担において放送する機会を確保するためにも、「参入多様性」の中に「パブリックアクセス」の機会の確保と言う観点を、明確に組み込むことを望みます。

(2) より細分化したセグメントの確保

上記の観点からは、音声のみの放送の場合、多少音質などが低下したとしても、より多くの放送チャンネルを確保することが望まれます。セグメント（帯域幅 300KHz）をさらに 30～50KHz 程度に区分しても、デジタル圧縮技術を用いれば十分な音質のステレオ音声を伝送できるはずで

そして、少なくともひとつのサブセグメントは、極小地域放送（エリアサブセグ？）用に確保することを望みます。

(3) 柔軟な帯域区分に対応できる仕様策定

こうしたきめ細かな帯域利用を可能とするためにも、送信設備の帯域区分設定、受信機器のソフトウェアによるチャンネル検索機能、また帯域区分情報の随時の変更を可能とする柔軟な技術使用の策定とそのオープンな運用を望みます。

6. 委託業務展開のための共通事業基盤について

制作委託や課金業務委託の予定はありません。

(1) 私たちは、受信に課金する予定はありません

私たち、NPO京都コミュニティ放送（京都三条ラジオカフェ）では、NPO会員たる市民からの「会費」と、放送内容を自ら制作する「番組オーナー」たる市民からの「放送利用料」を運営の基盤として来ました。この枠組みは、デジタル放送においても維持したいと考えています。よって、受信について課金する、という発想は、弊局にはありません。

(2) ラジオ一般の聴取に課金することは、現実的とは思えません

商業放送であっても、ラジオ（音声放送）の受信に課金することは、現実的とは思えません。これまでも衛生を用いた音楽放送が商業的に成功しているとは言えない、という事実もあります。

一方で、スポンサーのコマーシャル収入に頼る経営が苦境にあることも、複数の民間FM局の廃止などに見られるように、明らかです。

(3) 共通事業基盤が委託事業者のビジネスモデルを束縛しないことが重要

制作・編成や認証・課金などのインフラ機能の提供を、受託事業者が行うことへの懸念（依存性の増大）においては、そうした共通事業基盤の利用（利用料の支払いを含む）が参入の条件とされるなど、各委託放送事業者のビジネスモデルの自由を制約する場合は問題となるでしょう。

そうした懸念を払拭できるチェック体制が可能であれば、受託事業者が共通事業基盤の提供者となることも許容できると考えます。

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について

災害情報の確実で適切な提供を確保するためにも、上記の各項のような「送信設備の確実な運用（災害時にもスタンドアロンでも放送を続けられる機能と運用）」「放送対象地域間の柔軟な乗り入れ」「より細分化されたサブセグメントチャンネルの確保」などが重要と考えます。

また、私たちのようなコミュニティ放送局（またはその近隣連合）こそが、想定される被災地に最も近く、最もきめ細かな情報の収集と提供が可能な立場にあり、その役割は非常に大きいと考えています。

その上で、以下の3つの観点から、災害情報提供のあり方を考えることが必要です。

(1) きわめてミクロな地域から／への災害情報

広域防災拠点および避難場所などをベースとする非常にミクロな地域ごとの避難誘導情報、身元確認情報、迷子情報などへの対応が必要です。これにはエリアサブセグ放送が対応します。弊局では現在、音声および文字放送について、特に京都市域における小地域ごとのレポーターの配置や情報収集の仕組みの構築を進めつつあります。

(2) 被災地から全国への被災地状況の伝達

被災地の概況などについては、NHKをはじめ一般メディアの役割領域かと思えます。コミュニティ放送局としては、時々刻々に変化する被災地の状況とニーズを具体的かつリアルタイムに伝達することが任務であると考えます。

しかし、現実の被災時においては弊局を含めて、被災地の放送拠点そのものが使用不能（建物倒壊、回線切断など）となることも十分想定されます。

そのため、携帯可能で多様な電源（人力を含む）を利用できる現場中継機材、放送回線の一部を利用する（携帯電話／業務無線などの回線は使えないと想定されるため）放送端末間の双方向通信機能（キュー出し）などの整備・普及が必要と考えます。

(3) 周辺（救援拠点）地域から被災地への救援情報提供

一方、近隣地域（弊局の場合では、京都市郊外部、京都府中部・南部、滋賀県、奈良県、大阪府北東部など）が被災した場合には、被災地に向けた救援情報を送出する立場に置かれるものと想定されます。

この場合には、上記の被災地からの具体的ニーズに基づいて、これを行政機関（京都府・京都市など）などと連携して的確に分析し、主に京都府民／京都市民に向けて救援行動を要請す

るとともに、被災地周辺の救援拠点と連携して、被災者に向けた情報提供を行うことが必要と考えます。

(4) ラジオ（音声情報）の有効性

こうした災害時の情報伝達においては、ある側面で明確に、ラジオによる音声情報に優位性／有効性があると考えます。

個別の個人、家族、近隣などの安否確認などは、今後、検索可能な文字情報をベースとしたオンデマンド型の情報配信（緊急時に利用可能な全ての回線をIP接続に開放するなど）により一層重点が移ると考えられます。

一方で、歩きながら、救出／復旧作業に従事しながら聞けるラジオは、近隣地域での被災状況や救援提供の情報、移動における危険箇所や迂回路情報などの提供に、非常に有効であると考えられます。

弊局においても今後、ラジオの有効性に十分に配慮した災害時の取材、制作、編成などの局内体制、および関連機関や近隣放送／報道事業者などとの連携を深めていきます。

8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

(1) 新聞等への放送法規律の適用は、その都度の見直しで柔軟に

今回のテーマである放送のデジタル化と、一方で進む新聞・雑誌・出版（すなわち静的文字／視覚情報）のデジタル化は、最終的にはこれらの境界を無くなると考えるのが妥当かと思われれます。

その上で、デジタル移行の過程における複数の規律（倫理規定）の相違が問題になる場合には、その都度、新たな規定を共通のものとして策定して行く他はないと考えます。

(2) サブセグメントをさらにタイムシェアする

同一地域で多数の新聞等が参入を希望する場合、ひとつのサブセグメントを新聞用に割り当てた上で、時間によって切り分ける方法が考えられると思われれます。その場合、より多くの時間（より頻繁な更新）を行う新聞が、より多くのコストを負担する、ということにもなり、更新回数を限定すれば非常に少ないコストで配信することも可能になるでしょう。

9. NHKの受託国内放送および委託放送業務への参入について

(1) NHKは受託放送事業者には、ふさわしくありません

上記のように、放送設備（アンテナ、送信機など）の保有・維持と、その運用を行う事業者を分離することを前提とした場合、NHKが設備を保有・維持することは許容できるとしても、NHKが設備の運用を全国一律で行うことは、委託事業社の利用の自由を制限する恐れがあり、適当ではないと考えます。

(2) NHKラジオのデジタルサイマル化

公共放送の受信環境の多様性を高めるために、NHKの既存ラジオ（第一、第二、FM／全国一律＋一部地方制作）のV-Low帯域におけるサイマル放送の実施には、賛成します。また、ワールドサービスのコンテンツを再編成したものを、在留外国人の方々向けに放送することにも賛成します。

動画を中心とするNHKテレビのサイマル放送は、すでに、地上波デジタルとBSデジタルでデジタル放送4チャンネルを保有することから、V-Low帯域へ新たな独自コンテンツもしくはチャンネルを持つての参入の必要性はないと思います。

むしろ、特にラジオ（音声放送）において、各サービス対象地方のニュース、天気予報、交通情報、地域文化情報および防災・福祉・教育などの行政サービス情報のみ（娯楽・スポーツを含まない）のコンテンツを、完全地方制作で放送することは有意義だと思います。

阪神淡路大震災時での実態における災害時情報ソースとしてのNHKラジオのシェアの高さ、および全国ネットの取材基盤による機動性、公共放送の信頼性など、NHKラジオの優位性を活かし、

今後大きな普及が見込まれるV-Lowデジタルでのサイマル放送や完全移行は積極的に検討されて良いと考えます。

(3) NHKラジオはデジタルでも無料で

上記の災害時対応の観点からも、NHKラジオのデジタルV-Low放送はこれまでのAM（第一、第二）およびFMと同様、無料で聴取できることが重要です。

(4) NHKラジオのデジタル化を端末普及の起爆剤に

その上で、NHKラジオの放送内容の見直しを含めて、今後普及するデジタル端末の形態やその聴取スタイルに合わせた「ラジオの再定義」をNHKを先駆として進めていただき、これが端末普及の起爆剤となればと希望します。

(5) NHKによるオープンコンテンツの導入を希望します

デジタルV-Low放送を活用して配信するかどうかに限らず、様々な形式のコンテンツにおいて、高い公共性や緊急性を有するコンテンツについては、NHKが制作したコンテンツを他の事業者が自由に再利用できるような制度と運用の導入（NHKオープンコンテンツ（仮称））を希望します。

10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について

(1) 電波の公共性はオークションでは確保できません

受託放送事業者の選定を「オークション」によると言うことは、最も収益性に優れた事業者が放送設備を独占することであり、委託事業者にとっては、より高額な委託料を求められることを意味します。

結果的には、より多くの広告および課金収入が得られる聴取率優先の番組編成となり、実態的には、聴取者の顕在的なニーズを強いインパクトで満たす、刺激性の強い番組のみが生き残ることになるでしょう。

特に私たちコミュニティ放送の観点からすれば、これは放送の公共的価値を著しく損なうものであり、容認しがたいと思います。

(2) オークションは非営利事業者の参入を阻害します

また現実的に、委託放送料が高騰することによって、小規模で営業基盤に乏しく、しかも商業性よりも公共性を、顕在的なニーズよりも潜在的なコミュニティの掘り起こしと送出をめざすコミュニティ放送の参入は、事実上、不可能となるでしょう。

(3) 送信設備の所有者の適正な価格設定を管理する仕組みを

前述のように、こうした弊害をなくすためにも、私たちは送信設備の「保有」と「運用」を分離すべきと考えます。その上で、設備保有者は設備の維持更新に必要な予算額を明示した上で、運用者による設備の自主的な（予算の範囲内の）更新の提案を含めて適正な事業者を選定する仕組みを作することを望みます。

11. その他

特にありません。

意見書

平成 23年 2月 1日

総務省情報流通行政局放送政策課 あて

郵便番号 871-0024

(ふりがな)

住 所 おおいたけん なかつ しちゅうおうまち 大分県中津市中央町 1-4-5

(ふりがな)

氏 名 かぶしきがいしゃ 株式会社FMなかつ だいひょうとりしまりやく 代表取締役 うめもとやすゆき 梅本靖之

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり、意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1 放送対象地域について 原則は県域。 関東・中京・近畿は広域ブロックとすること。</p>	<p>放送対象地域を原則県域とすることに賛成します。ただし広域ブロックについては、九州ブロックという概念があってもよいのではと感じます。九州新幹線も全面開通しますし、九州全域を網羅した情報媒体も今後有益であると考えます。</p>
<p>2 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること 放送対象地域において、一の受託放送事業者に免許を付与すること。</p>	<p>複数では、業界の複雑化が懸念されますし、受託放送事業者はある意味、公共的な位置づけにならねばならないと思いますので一つが良いと思います。</p>
<p>3 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1とすべきか、県域ごと複数の受託放送事業者が併存することがある得るようにすべきか、について。</p>	<p>前述の部分と重なりますが、委託放送事業者にとって分かりやすいのは、あくまでも一つの体制だと思います。ただし、一つの受託放送事業者は、各県単位でもきめ細やかな委託放送事業者との連携がとれるような体制を確立するのが望ましいと思います。</p>
<p>4 委託放送事業者による音声や音楽の放送 音声放送の計画、受信端末普及の見込み、音声放送が果たす公共性と提供主体の考え方について。</p>	<p>V-Lowによって新たなラジオの価値、魅力を創出できると思います。県単位でも新規参入業者も含め、リスナーの選択肢が広がるよう、より多くの放送を容易に聴くことが出来れば、その公共的価値は向上します。また、放送する音楽ジャンルに特色をつけるなどの委託放送事業者による独自性が追求されるような形になっていくのが理想だと思います。</p>
<p>5 ソフト（委託放送業務・番組提供事業）参入の多様性</p>	<p>前述と重なりますが、委託放送業者の独自性や番組の独自性などをフォローアップしていくような新規事業者が出現し、業界全体が新たな形で再編されていけば良いと思います。</p>
<p>6 委託放送業務展開のための共通事業基盤</p>	<p>災害時などの体制などのあり方においては一定の共通性を踏まえた共通規約が望まれますし、事業運営においても委託放送事業者間が相互に協力やりとりのできるようなフォーマットが望ましいと思います。</p>
<p>7 委託放送事業者による災害情報の提供</p>	<p>災害時の情報提供は、最重要なもののひとつと考えます。何にも優先して該当時に情報提供をおこなえる構築が必要だと思います。</p>
<p>8 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</p>	
<p>9 NHKの受託・委託国内放</p>	<p>国全体での展開になるわけですから、当然ここでもNHKの</p>

送事業への参入	果たす役割は大きいと思いますし、参入は必須であらねばV-Lowマルチメディア放送全体の構成、運営は成立しないと思います。
10 受託事業者の選定手続き (周波数オークションの適否)	
11 その他	

件名: V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局
放送政策課あて

〒910-8503
福井県福井市中央 1-5-1 U-Can301
(ふくいけんふくいしちゅうおう)
福井街角放送株式会社
(ふくいまちかどほうそうかぶしきがいしゃ)

代表取締役 鳴尾 健
(なるおたけし)

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、
以下のとおり意見を提出します。

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について
V-Low マルチメディア放送の放送対象地域は、地域性を考慮し、原則として
県域とするが、三大広域圏は、ブロックを対象とした放送とするのが適当で
あるとする意見に賛成します。
4. 受託放送事業者による音声や音楽の放送について
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について
コミュニティ放送事業者は、地域に根差した公共性を有した媒体であり、
災害時に有効なアナログ放送を残すという意味からも、サイマル放送を希望
します。
5. ソフト参入の多様性について
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について
コミュニティ放送事業者としての参入を考える時、経費負担を軽減するた
めにも、音声メディアに割り当てられるセグメントを細分化して利用できるよ
うに希望いたします。
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について
NHK の参入は V-Low マルチメディア放送全体の魅力を高めるためにも賛成です。
10. その他
V-Low マルチメディア放送の端末普及と相乗する置局の今後の日程の中で、

県庁所在地への普及とその他県域への普及にタイムラグがある場合、サイマル放送を希望するコミュニティ放送の中でも、郊外の局は放送内容を県域向きのものに変更する必要が生ずる。(県庁所在地で放送しているコミュニティ放送局は、比較的スムーズに放送内容を移行できる面がある)
広域圏(特に関東広域圏)では、放送局の数が多く、他の県域地域に比べて、参入の機会に不公平感が生ずるのではないか。

参入希望調査について

V-Low マルチメディア放送が実現した場合、前向きに参入を検討致します。